

Sera SR-FP News 第 99 号 (2025.8 月号)

Sera Syakaihoken-Roumushi Financial-Planner News



発行日 2025.8.5

発行者 瀬良社会保険労務士・FP事務所

代表 瀬良孝司

暑中お見舞い申し上げます。地球沸騰化なる言葉も出てきました。年々夏の暑さが増えていますね。今年は北海道でも40℃近くまで上がっています。異常ですね。この先どうなるのか心配です。夏に弱い私は、好きな山登りも無理しないで、おとなしくしていようと思っています。

さて、8月号をお届けします。どうぞご活用ください。



ハス【白鳥庭園(熱田区)】2025.7.24 撮影

【INDEX】

- 税制に関する最新情報
令和7年分年末調整について 1
- 年金資産運用に関する最新情報
公的年金の2024年度運用状況について 2
- 年金に関する最新情報
「在職老齢年金制度の見直し」と「標準報酬月額
の上限の段階的引上げ」について 2
- 特集
マイナンバーカードのマイナ保険証・マイナ免許証と
の連携について 3
- 調査結果より
国民生活基礎調査における児童世帯の仕事の
状況 4
- PRIVATE 4
伊吹山
山岳写真展

■ 税制に関する最新情報

令和7年分年末調整について

■ 令和7年分年末調整の準備はお早めに

令和7年度税制改正により所得税の基礎控除の見直し等が行われ、特定親族特別控除の創設や扶養親族等の所得要件の改正が行われました。新たな申告書を提出する必要があるなど、今年の年末調整における変更内容を早めに従業員に周知し、期日までの書類提出を呼びかけるなどすると、スムーズに進められるでしょう。

■ 各種様式の変更点

上記の改正を踏まえ、年末調整等で使用する各種様式に変更があります。6月30日、国税庁より変更後の様式が公表されています。

また、給与所得の源泉徴収票も公表されており、「令和7年12月より前であっても、使用いただいて差し支えありません。」とされています。

■ 健康保険の扶養要件も見直される予定です

令和7年度税制改正における特定親族特別控除の創設は、いわゆる「年収の壁」による就業調整対策等の観点から講じられましたが、健康保険においても同様の対策が講じられる予定となっています。

現在、健康保険の被扶養認定における年収要件は130万円未満とされていますが、令和7年10月1日から被保険者の配偶者を除く認定対象者が19歳以上23歳未満である場合は150万円未満へと見直すとの案が厚生労働

省から示され、パブリック・コメント募集が実施されました。秋に実施される被扶養者資格調査において新たに認定要件を満たす被扶養者が現れる可能性がありますので、こちらも変更内容を確認しておきましょう。

<令和7年分の年末調整における留意事項>

- 従業員の方に、改正により新たに扶養控除等の対象となった親族等がないか確認してください（改正により新たに扶養控除等の対象となった親族等がいる場合には、「扶養控除等（異動）申告書」の提出を受けてください。）。
- 特定親族特別控除の適用を受けようとする従業員の方から、「給与所得者の特定親族特別控除申告書」の提出を受けてください。
- 改正後の基礎控除額や給与所得控除額等に基づいて、年末調整の計算をしてください。

<令和8年分以後の源泉徴収事務における留意事項>

- 従業員の方から提出を受ける扶養控除等申告書に、源泉控除対象親族の記載が正しく行われているか確認してください。
- 新たな源泉徴収税額表に基づき、各月（日）の源泉徴収を行ってください。

■年金資産運用に関する最新情報

公的年金の2024年度運用状況について

公的年金を運用する「年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF)」は、7月4日、2024年度の運用状況を公表しました。概要は以下の通りです。

【ポイント】

- 2024年度収益率は+0.71%、収益額は1兆7,334億円となった
- 超過収益率(ベンチマーク比)は+0.09%

収益率	+0.71%
	2001～2023年 +3.99%
収益額	+1兆7,334億円
	累積 +155兆5,311億円
超過収益率	+0.09%
	2020～2024年度 +0.43%
運用資産額	2024年度末 249兆7,821億円

【資産構成割合】

	2024年3月末	基本ポートフォリオ
国内債券	27.64%	25%
外国債券	24.37%	25%
国内株式	23.94%	25%
外国株式	24.05%	25%

【ご説明】

○GPIFは年金積立金を株式や債券で運用しており、毎年その運用成績を公表しています。

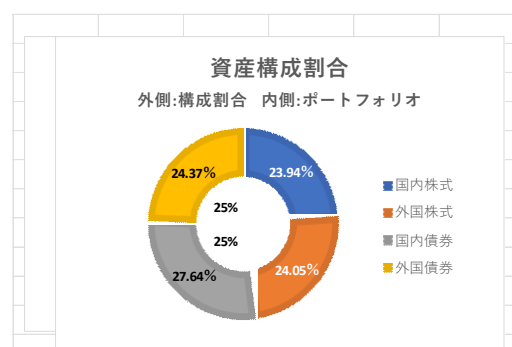
○2024年度の運用成績を資産別にみると

- 国内株式 △8,200億円
- 外国株式 +4兆3,103億円
- 国内債券 △2兆8,426億円
- 外国債券 +1兆857億円

となっています。

○世界景気が堅調に推移し世界の株高が運用成績を支えたことで全体の運用成績がプラスとなりました。

○GPIFの運用は、値動きが異なる資産を組み合わせて安定的な収益を目指すため、国内株式、外国株式、国内債券、外国債券にそれぞれ25%ずつ分散して運用しています。



■年金に関する最新情報

「在職老齢年金制度の見直し」と「標準報酬月額の上限の段階的引上げ」について

6月13日に「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律案」(「年金制度改革法」)が成立しました。基礎年金の給付水準の底上げや遺族年金の見直しなど、改正項目が多く影響も大きいことから、関心の高さがうかがわれます。

ここでは、企業に影響のある改正(被用者保険の適用拡大等、在職老齢年金制度の見直し、厚生年金保険等の標準報酬月額上限の段階的引上げ)のうち、在職老齢年金制度の見直しと厚生年金保険等の標準報酬月額上限の段階的引上げについて取り上げます。

■在職老齢年金制度の見直し

一定の収入のある厚生年金受給権者が対象の在職老齢年金制度について、支給停止となる収入基準額

50万円(令和6年度価格)⇒62万円に引き上げられます。(施行日:2026年4月1日の予定)

そもそも、在職老齢年金制度とは、現役レベルの収入がある者には、年金制度の支え手に回ってもらう観点から、賃金と老齢厚生年金の合計が基準を超える場合に、老齢厚生年金の支給を減らす仕組みです。高齢者の活躍を後押しし、できるだけ就業調整が発生しない、働き方に中立的な仕組みとすることを目的としています。

年金支給停止額(月額換算額)

$$=(\text{総報酬月額相当額} + \text{基本月額} - \text{基準額}) \times 1/2$$

■厚生年金保険等の標準報酬月額上限の段階的引上げ

厚生年金保険等の標準報酬月額上限について、負担能力に応じた負担を求め、将来の給付を充実する観点から、その上限額が標準報酬月額**65万円(32等級)から75万円**に段階的に引き上げられます。また、最高等級の者が被保険者全体に占める割合に基づき改定できるルールが導入されます。

実施時期は、

- 68万円(令和9年9月～)
- 71万円(令和10年9月～)
- 75万円(令和11年9月～)

と3段階にわけて順次引き上げられます。

高所得者の実態と制度の不整合(現在の標準報酬月額上限を超える賃金を受け取っている人は、実際の賃金に対する保険料の割合が低く、収入に応じた年金を受け取ることができない)を是正することが改正の背景の要因の1つです。

改正により、新しい「標準報酬月額」に該当する方は、足下の保険料とともに将来の年金額が増加します。また、厚生年金制度の財政が改善することで、年金額の低い方も含めた厚生年金全体の給付水準も底上げされることが期待されます。

マイナンバーカードのマイナ保険証・マイナ免許証との連携について

7月16日、デジタル庁は、第1回マイナンバーカード、健康保険証、運転免許証の一体化・活用普及に関する検討会の資料を掲載しました。本検討会は、2025年度がマイナンバーカード交付開始から10年目を迎え、大量のカード本体（10年周期）もしくはその電子証明書（5年周期）の更新が発生すること等により設けられました。以下検討状況等についてご案内します。

「iPhoneのマイナンバーカード」の提供が6月24日に開始されたことを含め、8月以降に次のような動きがあります。また、9月からスマートフォンでマイナ保険証を利用できるようになります。

- 6月：「iPhoneのマイナンバーカード」の提供開始
- 8月：国民健康保険の被保険者の現行保険証の新規発行停止
- 9月：スマートフォンでのマイナ保険証の利用が可能に
- 秋（予定）：カード更新の際、新カードに免許情報が自動的に記録される運用の開始
- 12月：すべての被保険者の現行保険証の新規発行停止

今後の動きに対応して、健康保険法施行規則、道路交通法施行規則の改正に関するパブリックコメント募集も実施されています。

■健康保険法施行規則に規定する厚生労働大臣が定める方法の一部を改正する件（案）

（1）改正内容

○医療保険関係

病院等で被保険者であることの確認を受ける方法について、スマートフォンでの保険証利用が実施できなかった場合の資格確認方法を、スマートフォンを用いてマイナポータルで取得した保険資格に係る情報を提示する方法とする

○生活保護関係

医療扶助の受給者が病院等で医療扶助の受給者であることの確認を受ける方法について、電子資格確認を受けることができなかった場合の資格確認方法として、以下の方法を定める

- ① マイナンバーカードとともに、マイナポータルで取得した医療扶助の受給資格に係る情報を提示する方法
- ② スマートフォンに搭載されたスマートフォン用利用者証明用電子証明書を送信する方法により生活保護法に規定する電子資格確認を受けることができなかった場合の資格確認方法として、医療保険関係に準ずる方法

（2）適用期日等

告示日：2025年9月上中旬（予定）

適用期日：2025年9月上中旬（予定）

■道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案

（1）改正内容

マイナ免許証保有者のマイナンバーカード更新の際、新カードに免許情報が自動的に記録される運用を可能とするための条文を追加する

（2）施行期日

2025年9月1日

【ご参考】

1. マイナ保険証をスマホで使うための事前準備

マイナンバーカードをスマホで使うには、下記の事前準備が必要です。

① 健康保険証利用登録

スマートフォンからマイポータルにログインして、マイナンバーカードの健康保険証利用登録を行います。

② マイナンバーカードをスマホに搭載する

マイナンバーカードのスマホに搭載については、デジタル庁のWebサイトをご参照ください。

2. 受付時の操作手順

顔認証付きカードリーダーを操作し、スマホ搭載されたマイナ保険証をスマホ用の汎用カードリーダーにかざして利用できます。

受付画面にてスマホの選択・該当する端末を選択

本人認証

スマホ用汎用カードリーダーにかざす



■ 調査結果より

国民生活基礎調査における児童世帯の仕事の状況

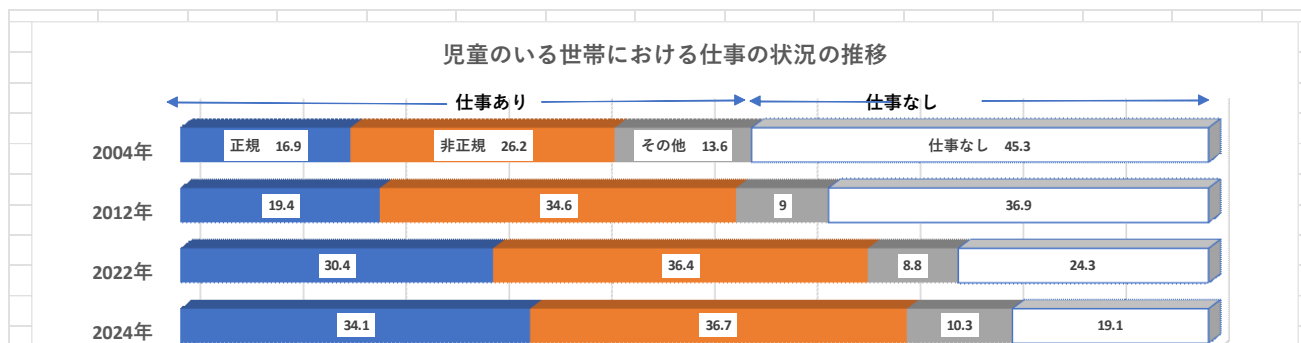
■ 働く母親が過去最高の8割超に

厚生労働省が公表した令和6年「国民生活基礎調査」によると、児童（18歳未満）のいる世帯において、母親が「仕事あり」と回答した割合は80.9%に達しました。これは過去最高の水準であり、働く母親が社会の中ますます一般的な存在となっていることを示しています。

こうした状況を背景に、企業には育児と仕事の両立支援のための環境整備がますます求められています。具体的には、柔軟な勤務形態（時短勤務、フレックスタイム制、テレワークなど）や、子育て支援に関する社内制度（子の看護等休暇、育児支援手当など）があります。また、男性育児の取得推進も重要です。こうした取組みに対して、国は助成金や認定制度も用意しています。

■ 両立支援は未来への投資

令和7年10月1日からは、改正育児・介護休業法により、育児期の柔軟な働き方を実現するための措置を講じることが事業主に義務付けられます。法律を守るという観点はもちろんですが、従業員のライフステージに寄り添った制度設計は、職場の定着率や生産性向上に資する投資ともいえます。夫婦で育児を担うという意識が社会に浸透し、若年層が就職・転職時に企業の育児支援制度を重視する傾向も強まっています。働き手が減少する中で、持続的な経営を実現するためにも、実効性のある人事施策を検討していくことが重要です。



□ PRIVATE

伊吹山

伊吹山を散策してきました。（登山とは言えません。）大垣からドライブウェイを通って九合目まで運行している登山バスで行きました。手ごろに行ける百名山です。現在、滋賀県側からの登山道は、崩壊箇所があって登山禁止となっていて、下からの登山はできません。

暑さに弱い私にとっては好都合、バスを降りて30分で頂上到着です。何度も来ていますが、今回はたっぷり時間をとって、この時期咲き誇る高山植物を愛でてきました。眼下に広がる琵琶湖も絶景です。平地より10℃程度気温も低く、お気軽登山を楽しむことができました。



伊吹山頂上



頂上から琵琶湖を展望

伊吹山に咲く高山植物の一部



山岳写真展

全日本山岳協会から案内状が届いたので写真展に行ってきました。友人のMさんが会員で、ほぼ毎年のように賞を受賞しています。Mさんの写真は名古屋には展示されていませんでしたが、どの写真もすばらしい作品で、かつて登った山の写真で楽しみました。



展示されている写真

瀬良社会保険労務士・FP事務所

代表 瀬良 孝司

〒458-0826

名古屋市緑区平子が丘3029

TEL 052-623-8769 090-9910-2988

FAX 052-623-8769

E-mail mount-like94@ksh.biglobe.ne.jp

<http://www7b.biglobe.ne.jp/~sr-sera/> (事務所 HP)

<http://www7b.biglobe.ne.jp/~yamasuki-serappe/> (PRIVATE)